生駒市法令遵守委員会平成21年度第4回会議

日 時 平成21年10月7日(水) 午後2時から

場 所 生駒市役所 403・404会議室

1 調査結果報告

【結果から分かること】

- (1) ・「単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等(条例 第7条第3号・調査選択肢6)」
 - ・「公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等(条例第7条第4号イ・同2)」
 - ・「職員が多数の要望等に順次応対するような要望等であって、記録することが困難なもの(条例第7条第4号ウ・同2)」
 - ・「その場で用件が終了し、職員が要望等に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等(条例第7条第4号エ・同1)」

が、職員が「要望等」に該当すると判断したすべての用件のうちの9割以上を占めており、調査期間中においては調査対象部局(福祉健康部及び建設部)における来庁又は電話による用件は、いわゆる「日常的な業務」に係る用件がほとんどを占めていたことが分かる。

- (2) 公職者から寄せられた用件については9件(複数職員での応対あり)あったが、調査期間が市議会の開会間近に当たったことから、内容としては担当課から提出された議案に係る問い合わせや一般質問に係る打合せであった。
- (3)「要望等」の概念については、職員間でばらつきが見受けられた。

2 ヒアリング調査について

(1) 対象課等の選定

- (2) 内容の打合せ
 - ・ア「要望等」の概念について(確認)
 - ・イ 条 例 制 定 前 と制 定 後 における公 職 者 から寄 せられた用 件 数 等 の 推 移 (質 問)
 - ・ウ その他
- 3 その他について
 - (1) 次々回以降の委員会の日程調整
 - (2) 前回の委員会において先生方から質問いただいた点について (事務局から報告・説明)
 - ・ア「他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等(条例第7条第2号)」に係る全庁調査の結果について(報告)
 - ・イ 角田市議会議員による一般質問の内容(生駒市法令遵守推進制度について)と市側の考え方について(説明)
 - (3) その他

平成21年度第4回生駒市法令遵守委員会会議録(要旨)

日 時 平成21年10月7日(水) 午後2時~4時25分

場 所 生駒市役所 403・404会議室(4階)

出席者

(委 員) 比山節男委員長、秋田仁志委員(兼委員長職務代理者)、河良彦委員

(事務局) 坂野監査委員事務局長、三原監査委員事務局局長補佐 渡辺監査委員事務局係長、窪田監査委員事務局書記

(傍聴者) 司法修習生1名

議案

1 開 会 資料の紹介

2 案 件

- (1) 調査結果報告
- (2) ヒアリング調査について
- (3) その他について

案件(1) 調查結果報告

事務局報告

8月31日(月)から9月4日(金)まで、福祉健康部及び建設部の各課において、来庁及び 架電に係る調査を実施した。

- ・単に事実関係の確認、順次多数の要望者から寄せられる要望に該当する用件がすべての 用件のうちの9割以上を占めている。
- ・公職者(市議会議員)から寄せられた用件は9件であり、内訳は、議案に係る問い合わせが4件、一般質問に係る問い合わせが2件、通常の問い合わせが3件であった。
- ・「要望等」に該当するか否かの判断について、同じ課内でもばらつきがある。その要因として、「要望等」の解釈が明確に周知・徹底されていないことが背景にあるのではないか 推測する。
- ・今回の調査票に各担当者がどのような判断基準で記入したのかはわかりにくいが、担当者によって判断基準が異なっているようである。
- ・建設部は福祉健康部と比較して件数がかなり少なかった。その要因は、現場に出ている 職員が多数を占めており、大半の職員が現場で受けた用件は報告していないため件数が少 なくなったのではないかと思われる。

委員意見

- ○窓口や電話で受けた要件について、記録の例外に該当するかが問題ではなく、そもそも「要望等」に該当するのかどうかが重要である。
- ○記録の例外について、条例の規定は分かりにくく手引の解説を見ないとわからない。条例 の表現を変えるなどの工夫が必要ではないか。
- ○今回の調査結果を見ると、寄せられた用件のほとんどが「要望等」に該当するように思え、 条例の趣旨が徹底されていないのではないかと感じた。ヒアリングでは記録をするか否か の判断基準を聴いてみたい。
- ○「~してほしい」という用件の来庁・電話を「要望等」に該当しないと判断しているもの が多いが、職員の判断に一部誤解もあると思われるので、正確に周知できるような工夫が 必要。
- ○他に記録があり記録の例外に該当するとしているものについて、法令、規則、国・県から の通知等で定められた様式ではなく課独自で作成されているものは、「要望等記録票兼報告 書」で報告してもらう必要があるのでは。
- ○今回の調査で使用した『来訪・電話記録簿』を「要望等記録票兼報告書」の代替処理簿と することも可能ではないか。窓口業務など業務量が多く、そのような運用が困難であれば、 窓口業務については除外するなど方法を考えればいいし、そうすることで施行規則に抵触 するということなら、規則を改正すればいい。
- ○条例の趣旨の一つである「市民等からの要望等を真摯に受け止める」という観点から、規則の改正が困難であるというのなら、「来庁・電話記録簿」を常時備えておき、「要望等記録票兼報告書」については、所属長が「来庁・電話記録簿」を見て、必要に応じ後から「要望等記録票兼報告書」の作成を命ずるといった運用も可能では。
- ○制度の運用については、より確実にかつ事後的に検証することが可能な運用方法を採用する必要がある。
- ○窓口業務の多い課については事務負担を勘案して別の運用方法でもいいのではないか。
- ○公職者からの要望等について、管理職以外の職員は口利き・働きかけといった用件を受けることは少ないと思われるので、管理職職員は全部報告してもらうこととした方が窓口業務を除外するよりも合理的ではないかとも考えられる。

案件(2) ヒアリング調査について

- ○建設部の各課長及び福祉健康部の病院建設課長に出席してもらう。
- ○午後1時45分から打ち合わせ、2時からヒアリングとする。
- ○ヒアリング実施依頼文の原案は近日中に事務局にメールで送付する。
- ○ヒアリングでは今回の『来訪・電話記録簿』の作成は負担ではなかったかなどについてヒ アリングしたいと考えている。